公共事業新規評価個別地区の評価について

1【都市計画課】

P1 ~

街路整備交付金事業 城内線 4 工区

2【農山漁村課】

P7 ~

ため池等整備事業 寺浦八折地区

3【農地整備課】

P15~

経営体育成基盤整備事業 下野地区

4【道路課】

P23~

道路整備交付金事業

主要地方道北茂安三田川線 東尾工区

5【河川砂防課】

P29~

広域河川改修事業

一級河川佐賀江川 金立川工区

街路整備交付金事業

都市計画道路 城内線(4工区)

県土整備部 都市計画課

〇事業概要

事業地区 都市計画道路 城内線(4工区)

事業期間 平成30~36年度(予定)

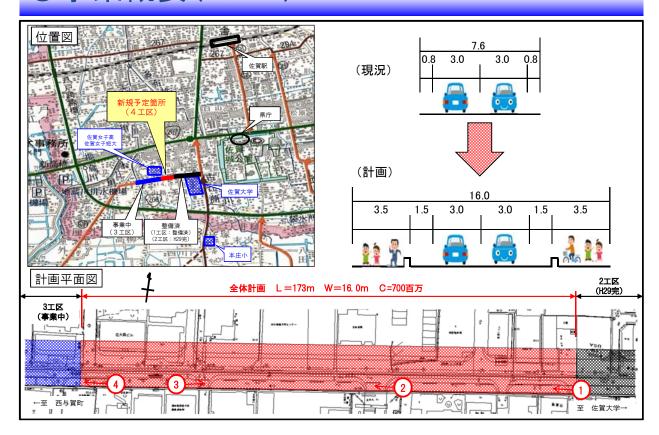
総事業費 700百万円

〇事業の目的

本路線は、佐賀市中心部から佐賀市南西部を結ぶ幹線道路である。当該地区周辺は、佐賀大学、小学校、各種病院等の公共施設が集中しており、本庄小の通学路にも指定されているが、現道の幅員が狭く、歩道が無いことから、佐賀市中心部へ向かう自動車交通と歩行者・自転車が輻輳し、危険な状態となっている。

当該区間の整備により、通学児童をはじめとする歩行者・自転車の安全確保を図るとともに、都市内交通の円滑化、ゆとりある良好な都市環境の創出を図る。

〇事業概要(1/2)



○事業概要(2/2)



○新規評価マニュアルに基づく評価内容

事業区分 整備系(生活関連)

事 業 名 街路事業

(1)<u>位置付け (A)【80/100】</u>

県土整備部の施策に関する方針等

[10/10]

・県土整備部の施策に関する方針(街路等の計画的な整備)に位置づけられている

都市計画マスタープラン

[40/40]

・県の都市計画マスタープランに位置付けられている。

(県の都市計画マスタープランにおいて、整備対象路線に位置付けられている)

都市計画道路の種類

[10/20]

- ・主要幹線街路(都市の拠点間を連絡し、特に高い高速機能と交通処理機能を有する道路)【20】
- ・幹線街路(都市内の各地区、主な施設相互間の交通を処理する道路)

[10]

・補助幹線街路(幹線街路に囲まれた区域において、発生または集中する交通を処理する道路)【0】

地域の課題への貢献度

(20/30)

・都市圏交通の骨格となる道路

[30]

- ・中心市街地の活性化に貢献できる道路、医療・教育施設等の公益施設に関連する道路【20】
- ・該当なし 【0】

〇新規評価マニュアルに基づく評価内容

(2)<u>必要性・効果 (A)【80/100】</u>

費用対効果(B/C) 【30/40】

・2.0以上 【40】

• 1.0以上2.0未満【30】 (B)7.1億円/(C)5.6億円 1.27

・1.0未満 【0】

<街路事業の費用対効果(B/C)の考え方>

総便益(B): 街路整備によりもたらされる総便益額

(内訳)

- ・走行時間短縮便益 = 車両1台当たりの時間価値 × 短縮時間 × 交通量
- ・走行経費減少便益 = 街路整備による走行経費の減少 × 走行距離 ×交通量
- ・交通事故減少便益 = 街路整備による人身事故件数の減少

× 人身事故 1 件当たり平均損失額 (人的、物的、渋滞損失額)

総費用(C): 街路整備及び維持管理に要する総費用

(内訳)

- ・事業費
- ・維持管理費

費用便益比(B/C): 総便益(B) / 総費用(C)

便益と維持管理費については、供用開始後50年間で算定

〇新規評価マニュアルに基づく評価内容

步行者等交通量 【10/10】

・歩行者 5 0 0 人 / 日以上、または自転車 5 0 0 台 / 日以上【10】 (歩行者 4 1 3 人 / 日、自転車 3 , 6 7 3 台 / 日)

・歩行者500人/日未満、自転車500台/日未満

歩道の状況 【10/10】

[0]

・歩道が設置されていない 【10】

・歩道が設置されている 【0】

幅広歩道自転車道

[10/20]

・歩道自転車道幅員を6m以上で整備する

【20】

・歩道自転車道幅員3m以上~6m未満で整備する(W=3.5m両側歩道の整備)【10】

・歩道自転車道幅員を3m未満で整備する

[0]

電線類地中化等計画

[20/20]

・地下埋設(電線類)計画あり(2・3工区に引き続き電線類地中化(無電柱化)計画あり)

〇新規評価マニュアルに基づく評価内容

(3)<u>実施環境 (B)【70/100】</u>

県民・市民との協働

[20/30]

・県民・市民提案型の事業である 【30】

・県民・市民の要望に配慮した事業である 【20】

(佐賀市が策定する通学路交通安全プログラムによる合同点検の結果、歩道整備が必要との結果となっている。)

・県民・市民の関与が低い事業である 【0】

まちづくりへの取り組み状況

[20/40]

- ・街路事業と連携した街並み整備が実施される。また、建築協定の締結、ファサード事業 商店街活性化事業等がなされている。 【40】
- ・まちづくりのイメージが策定されている 【20】

(県都市計画マスタープランが策定されている。佐賀市中核拠点地区内の佐賀大学を中心とした広域学習・研究開発拠点と他の拠点や都市との交流・連携を支える交通ネットワークが形成されたまちを目指している)

・上記以外 【0】

〇新規評価マニュアルに基づく評価内容

地元関係者等の合意形成状況

[30/30]

・事業化に対する合意形成が図られている 【30】

(都市計画道路として都市計画決定されている)

(佐賀市長、地元自治会から早期の道路整備に関する要望書が提出されている)

(地元自治会、PTA、学校関係者等による通学路合同点検結果でも歩道整備が必要とされている)

・事業化に対する認識が高い

[20]

・合意形成が未成熟である

[0]

○新規評価に基づく判断

(1)位置づけ ··· (A)

(2)必要性·効果 · · · (A)

(3)実施環境 · · · (B)



総合評価: 優先的に事業を実施

〇新規マニュアル評価に基づく評価内容 【定性評価関係】

〇生活環境対策

- ◆大気汚染について配慮している事項
 - ・排ガス対策型機械の使用
- ◆リサイクルについて配慮している事項
 - ・建設副産物の適正処理、再生材の使用
- ◆バリアフリーに配慮している事項
 - ・点字ブロックの設置(視覚障碍者の安全な通行)

〇コスト縮減策

◆再生材の有効利用やコンクリート二次製品の活用によりコスト及び工期縮減を図る。

ため池等整備事業

農山漁村課

〇事業概要

てらうらやおり

事業地区 ため池等整備事業 寺浦八折地区

事業期間 平成30~34年度

総事業費 99百万円

〇事業の目的

寺浦八折ため池は唐津市の北西部に位置し下流域9.0haの水田に農業用水を供給している。

しかし、堤体中腹に洗掘・陥没がみられ、法尻からの漏水が著しく満水位まで貯留できない状況である。取水施設も老朽化に伴う漏水がみられ、洪水吐きも断面不足であり、堤体の余裕高も不足しており、このまま放置すると決壊の恐れがある。万一決壊すれば農地、農業用施設その他人家、公共施設に多大な被害を与える

そのため、堤体、取水施設、洪水吐の改修を行い災害を未然に防止する。

○事業概要(位置図)



○事業概要



〇現況写真

堤体の陥没



漏水状況



取水施設(老朽化)



○整備イメージ

ため池整備事例(大川谷下地区)

整備前



整備後



〇新規マニュアル評価に基づく評価内容

事業区分 整備系(生活関連事業、産業活性化事業) 事業名 県営ため池等整備事業

- (1)位置づけ (A)【100/100】
- 〇施策に関する方針 農林水産部の施策に関する方針等に位置付けられている。【10/10】

佐賀県「食」と「農」の振興計画2015 — 第4章施策の展開方向 — さが農村の魅力アップ — (2)快適で安全・安心な農村づくりに位置付けられている。

〇防災計画

「佐賀県水防計画書」に警戒を要する施設として位置づけられている。【40/40】 「佐賀県水防計画書」に警戒を要する施設として位置づけられている。【40/40】 市町村の防災計画等に位置づけられている。【30/40】 市町村が策定する「農業農村整備事業管理計画に位置づけられている。【20/40】

「佐賀県水防計画書」に警戒を要する施設として位置づけられている。

〇新規マニュアル評価に基づく評価内容

〇農業の安定経営

農業用水が安定確保されることにより、農業生産の維持が見込まれ、農業経営の安定が図られる。【20/20】

当該地区のかんがい用水源として重要な役割を果たしているため、当該事業の 実施により農業用水が安定確保され、農業生産の維持が見込まれ、農業経営 の安定が図られる。

〇農地・農業用施設への被害防止 農用地・農業用施設の被害が防止または軽減される。【30/30】

当事業の実施により豪雨や地震等によるため池被害が防止または軽減される。 ため池の決壊が防止されることにより下流域の水田、用排水路、農道への被害が 防止または軽減される。

〇新規マニュアル評価に基づく評価内容

(2)必要性·効果 (A)【90/100】

〇明確な必要性

地域農業の発展阻害要因が明確であり、その解消のために本事業を実施する必要性が認められる。【20/20】

水田を中心としている当該地区では、堤体からの漏水や取水施設の老朽化により 農業用水の安定確保ができないことが地域農業の発展阻害要因であり、本事業に よるため池の機能回復が必要である。

〇機能低下

機能低下が見られ、ここ数年の維持管理費が増大している。【10/10】

ため池が漏水しない水位で管理する必要があり、操作員に負担がかかっており、 維持管理費が増加している。

○新規マニュアル評価に基づく評価内容

〇危険度の判定

漏水量: 1リットル/s以上、変形率5%以下 【10/20】

漏水量: 2リットル/s以上、変形率6%以上【20/20】 漏水量: 1.5リットル/s以上、変形率5%以上【15/20】 漏水量: 1リットル/s以上、変形率5%以下【10/20】

漏水量: 3.41リットル/s、変形率2.7%である。

○主要施設の老朽度

築造又は改修後40年を経過し、主要施設(洪水吐、取水施設) の老朽化が激しい。【10/10】

築造後100年以上経過している 堤体からの漏水が著しい。

〇二次被害の防止または軽減

農業関係のみならず、一般家屋、公共施設等への二次的被害が防止または軽減される【10/10】

ため池が決壊した場合、一般家屋7戸、国道204号の被災が想定される。

○新規マニュアル評価に基づく評価内容

〇費用対効果

費用対効果(B/C)が1.0以上【30/30】

・本事業の費用対効果は、1.95である。 費用対効果(現在価値化)=総便益÷総費用 1.95=154,077千円÷78,972千円

県営ため池等整備事業のB/Cの考え方

- 〇総費用総便益比=総便益(B)÷総費用(C) 総便益と総費用については、当該事業の事業期間5年+40年で算定
- 〇総便益(B):事業によりもたらされる総便益額 (内訳)
- •維持管理費節減効果 + 災害防止効果
- 〇総費用(C):事業に要する総費用 (内訳)
- 当該事業費 + 評価期間における再整備費 評価期間終了時点の資産価額

〇新規マニュアル評価に基づく評価内容

- (3)実施環境 (A)【100/100】
- 〇市町及び受益農家の合意形成 関係市町村の同意が得られ、受益者の大部分の同意が得られている。【20/20】

唐津市議会の寺浦八折ため池調査(計画書作成)予算については議決されている。 寺浦八折ため池組合から唐津市へ整備要望書が提出されている。

〇受益者の負担能力

市町村及び農家の負担について同意が確実であり、農家負担を伴う場合は所得償還率 0.4【20/20】

総所得償還率は0.14である。 総所得償還率=年償還額÷現況年総農業所得額 0.14=246千円÷1.749千円

○事業推進体制の整備

事業推進協議会が設立されている。【10/10】

寺浦八折ため池組合(推進協議会を兼ねる)の総会で事業実施を決議されている。

〇新規マニュアル評価に基づく評価内容

〇維持管理体制の確保

維持管理について予定管理者の同意が得られている。【10/10】

↑ 予定管理者である寺浦八折ため池組合の同意を得ている。

○関係機関との事前調整

施設所有者、文化財管理者等関係者との調整が図られ、また、河川管理者、 道路所有者との協議において基本的事項が確認されている【10/10】

唐津市教育委員会(文化財管理者)と10月27日に文化財の協議を行った。 唐津市の建設課(里道管理者)との予備協議は合意に達している。

〇関係法令、基準等との整合

工法は妥当性があるもので、関係法令、基準等に適合している。【10/10】

土地改良事業設計指針「ため池整備」(農林水産省農村振興局整備部監修)に基づいている。

〇新規マニュアル評価に基づく評価内容

〇採択要件との適合

事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に 適合している。【10/10】

農村地域防災減災事業実施要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合している。

(受益面積 9.0ha > 5.0ha 、 事業費 94,200千円 > 8,000千円)

〇経済性・効率性

事業費の設定が適切であり、経済的に妥当なものとなっている。【10/10】

堤体盛土に係る事業費/盛土量:近傍地区と比べ概ね妥当である。

当該地区:11,490千円 / 3,283m3 3,500円 / m3 近傍地区 3,020円 / m3 ~ 3,850円 / m3

○新規評価に基づく判断

(1)位置づけ ··· (A)

(2)必要性·効果···(A)

(3)実施環境 · · · (A)



総合評価: 優先的に事業を実施

○新規マニュアル評価に基づく評価内容 【定性評価関係】

〇自然環境保全

特に保全を要する希少動植物等の存在は確認されていないが、もし確認された場合には有明海再生・自然環境課と調整を取りながら、 それらの生物へ配慮した施工を行っていく。

〇生活環境対策

施工機械は排出ガス対策型や低騒音・低振動重機を使用する。 また、建設副産物の適正処理を行う。

〇コスト縮減策

再生材の利用促進、発生土の再利用促進を図る。施工地の近隣に土取場、土捨場を確保し運搬距離の短縮を図る。

経営体育成基盤整備事業

農地整備課

〇事業概要

事業地区 経営体育成基盤整備事業 下野地区

事業期間 平成30~35年度

総事業費 1,470百万円

〇事業の目的

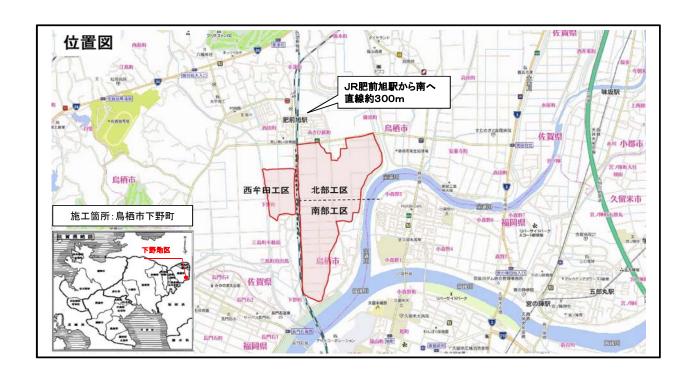
当地区は、昭和40年代に圃場整備が行われ、担い手農家を中心に米麦主体の農業が営まれるとともに、鳥栖インターに近い立地条件を活かし、ばれいしょ、キャベツなどは大手食品企業との契約栽培が行われている。

しかし、既存施設は老朽化により機能が低下し、その管理に多大な労力と時間を要している。 また、道路幅員も狭く、営農に支障を来している。

さらに、地区の5割を占める北部工区は、用排水兼用の水路のため暗渠排水の整備ができず、湿田状態で生産条件も低い状況にある。

このため、用水施設の改良、農道拡幅及び暗渠排水の整備による生産条件の改善を図り、 高収益作物の作付け拡大や担い手農家への農地集積を推進する。

〇事業概要(位置図)



○事業概要(事業内容)



〇新規マニュアル評価に基づく評価内容

事業区分 整備系(産業活性化)

事業名 経営体育成基盤整備事業

- (1)位置づけ(A)【100/100】
 - 〇施策に関する方針等

農林水産部の施策に関する方針等に位置付けられている【10/10】

佐賀県「食」と「農」の振興計画2015に稼げる農業の確立を実現するための施策として、 「農業生産を支える基盤づくり」が位置付け

〇農業振興地域整備計画等

県・市町村が定める農業振興地域整備計画ほか、県・市町村の総合計画等 に事業内容が位置付けられている【10/10】

下記の計画に事業内容が位置付け

- ・佐賀県総合計画2015施策分野「農業」ー農業生産を支援する生産基盤づくり
- ・第6次鳥栖市総合計画後期基本計画「活力とにぎわい、豊かな暮らしを支えるまち」
- -農業振興-鳥栖農業振興地域整備計画「旭地区(E地区)の整備計画」

〇新規マニュアル評価に基づく評価内容

- 〇農地の高度利用
 - 事業の実施により地区の耕地利用率が増加し、県平均値の利用率を上回る見込みがある【20/20】
 - ・耕地利用率 現況 176.8% → 計画 198.9%[22.1%の増] (県平均値 131.9%(H27))
 - ・事業の実施により地区の耕地利用率の増加は見込まれるが、県平均値までには達しない【10/20】
 - ・事業実施後において、耕地利用率の増加が見込めない【0/20】
- 〇農業生産性の向上

以下のいずれかの項目に該当すること【15/15】

・水稲であれば労働時間が事業実施後に25hr/10a以下となる見込みがあ る

水稲の計画労働時間は、13.7時間/10aであり、県平均の25時間/10a以下

・その他の作物であれば50%以上短縮される見込みがある

〇新規マニュアル評価に基づく評価内容

〇経営規模の拡大

・事業の実施により担い手が経営する農地面積が増加し、担い手への農地利用集積率が県平均値を上回る見込みがある【20/20】

・担い手の経営農地利用集積率 現況 75.7% → 計画 81.9 %[6.2%の増] (県平均値 68.6 %(H28))

- ・事業の実施により担い手が経営する農地面積の増加は見込まれるが、担い手への農地利用集積率は県平均値までには達しない【10/20】
- ・事業実施後において、担い手への農地利用集積率の増加が見込めない 【0/20】
- 〇産地指定作物(野菜、果樹)の導入 野菜指定産地、果樹濃密生産団地においては、その指定を受けた作物が導入される計画となっている【15/15】

鳥栖市で野菜指定産地に指定されている「たまねぎ」及び、地域重点振興作物に位置付け[、]されている、「キャベツ、ジャガイモ(ばれいしょ)」の高収益作物の作付けが計画されている。

・たまねぎ 現況 0.3ha → 計画 7.0ha [6.7haの増] ・キャベツ 現況 5.2ha → 計画 10.2ha [5.0haの増] ・ジャガイモ 現況 5.1ha → 計画 8.8ha [3.7haの増]

○新規マニュアル評価に基づく評価内容

〇産地としての集団的取り組み

当該地区を含む地域において、土地利用型作物の生産振興等について検討がなされるなど、作付・生産を検討する協議が行われている【10/10】

作付計画は、受益者の意向や現状の作付状況及び鳥栖市の農業振興計画等から検討されており、事業の推進組織で協議済

- (2)必要性·効果 (A)【90/100】
 - 〇明確な必要性

地域農業の発展阻害要因が明確であり、その解消のために本事業を実施する必要性が認められる【30/30】

【阻害要因】

- ・用水施設:団体営ほ場整備等でパイプライン(塩ビ管)や揚水機(斜流、渦巻ポンプ)は、 設置後32年が経過し、老朽化により営農に支障をきたしている。 (また、地区の5割を占める北側工区は、用排用兼用となっており、水管理に多 大な労力を要し、湿田の原因となっている。)
- ・農 道:全幅3mの幅員であり、大型機械の通行など、営農に支障を来している。
- ・暗渠排水:暗渠排水設置後、32年が経過しているため機能低下している状況である。

【解消方法】

- ・用水施設の更新、改良整備 : 施設更新、北部工区のかんがい方式の変更
- ・農道の拡幅及び新設整備 : 道路幅員 3m→4m、集落間連絡道は5m
- ・暗渠排水の更新(追加施工)、新設整備

○新規マニュアル評価に基づく評価内容

〇施設の機能

全ての更新施設が耐用年数以上となっているか、施設の機能低下が見受けられる【10/10】

・再整備する各施設は、団体営ほ場整備事業下野地区(S41-S44)、団体営土地総事業下野地区(S58-S59)、西牟田地区(S59)で造成されており、全て耐用年数以上を経過し、施設の機能低下がみられる。

[経過年数] ほ場整備 : S44の事業完了から48年経過

土地総 : S59の事業完了から33年経過

[耐用年数] 排水路(Con二次製品)・パイプライン: 30年

揚水機 : 20年 暗渠排水 : 23年

・農道については、狭幅のため営農に支障をきたしている。

〇他の公共事業との連携

他事業との連携を図るため、早急に本事業を実施する必要がある【0/10】

他事業との連携はなし。

〇新規マニュアル評価に基づく評価内容

〇費用対効果(B/C) 費用対効果(B/C)が1.0以上【50/50】

費用対効果は、1.34 で1.0以上である。 費用対効果 = 総便益 ÷ 総費用 = 2,216百万円 ÷ 1,646百万円 = 1.34

費用対効果効果(B/C)の考え方

- 〇費用対効果(総費用総便益比) = 総便益(B) ÷ 総費用(C)
 - ・総便益(B)は、評価期間(工事期間(6年)+40年)で発生する事業による効果額の合計 (効果の内訳)

作物生産効果、営農経費節減効果、維持管理費節減効果、国産農作物安定供給効果・総費用(C)は、当該事業により整備される施設及び当該事業の受益地内で一体的に効用が発揮される施設の評価期間において発生する再整備費に要する事業費(一体的に効用が発揮される施設)

ほ場整備等の前歴事業で整備された受益地内の各土地改良施設

〇新規マニュアル評価に基づく評価内容

(3)実施環境(A)【100/100】

- 〇市町村及び受益農家の合意形成 関係市町村の同意が得られ、受益者の大部分の同意が得られている【15/15】
 - ・地元(推進協議会・鳥栖市土地改良区)、鳥栖市から採択要望書が提出されている。
 - ・鳥栖市の同意は得られている。また、本事業は受益者からの要望であり了解は得られている。(対象者:259名)

〇受益者の負担能力

市町村及び農家の負担について同意が確実であり、農家負担を伴う場合は 所得償還率 0.4 【15/15】

- ・鳥栖市及び受益者の負担に対する同意は得られている。
- ・所得償還率は0.08となっており、0.4以下である。 (0.08 ≦ 0.4)。 所得償還率 = 年償還額 ÷ 年農業所得額 = 5,226 千円 ÷ 64,497 千円 = 0.08

所得償還率の考え方

- 〇所得償還率 = 年償還額 ÷ 年農業所得額
 - ・年償還額は、事業により施設の機能を向上させる部分に係る受益者の年間当たり事業費 償還額
 - 年農業所得額は、事業により増加した受益者の年間当たりの所得額

〇新規マニュアル評価に基づく評価内容

○事業推進体制の整備

事業推進協議会が設立されているか、もしくは土地改良区の総会又は総代会において事業推進に関する決議が得られている【10/10】

推進体制として、下野町経営体育成基盤整備事業推進協議会が設立されている。

〇維持管理体制の確保

維持管理について予定管理者の同意が得られている【10/10】

施設の維持管理については、農道は鳥栖市、用排水施設は鳥栖市土地改良区が管理しており、完了後も同様に管理することで同意を得ている。また、受益者に帰属させる暗渠排水の取り扱いについても、事業説明会等で周知しており同意を得ている。

○営農支援体制の整備

農協、普及センター等を含めた営農支援体制が整っている【10/10】

営農支援体制については、農協や普及センター等を含めた事業推進委員会が設立されており、営農に係る支援体制が整っている。

○新規マニュアル評価に基づく評価内容

〇関係機関との事前調整

施設所有者、文化財管理者等関係者との調整が図られ、また、河川管理者、 道路所有者等との協議において基本的事項が確認されている 【10/10】

当該事業において想定される関係者との基本的な事項の協議調整を終えている。(農業振興地域、河川協議、道路協議、水道協議、文化財)

〇関係法令・基準等との整合

工法は妥当性のあるもので、関係法令、基準等に適合している【10/10】

土地改良事業設計基準に適合した諸元の設定等が行われ、工法においてもこれまでの実績を活かした計画となっている。

〇採択要件との適合

事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合している 【10/10】

採択要件:

①受益面積 127.7ha 20ha

②担い手への集積率増加 現況 75.7% → 計画 81.9%[6.2%増加] > 5% 農地集積(面積) 現況 97.5ha → 計画 104.7ha 集積率条件 シェア55%以上90%未満の場合5%以上増加すること

〇新規マニュアル評価に基づく評価内容

〇経済性 · 効率性

事業費の設定が適切であり、経済的に妥当なものとなっている【10/10】

土地改良事業設計基準に基づき工法を決定し、佐賀県基準単価で事業費を適切に算出している。

〇新規評価に基づく判断

(1)位置づけ ··· (A)

(2)必要性·効果···(A)

(3)実施環境 · · · (A)



総合評価: 優先的に事業を実施

○新規マニュアル評価に基づく評価内容

(4)定性評価

○環境との調和に配慮

- ・環境情報協議会を開催し、本地域の希少生物や事業実施に伴う環境配慮事項について調整している。
- ・工事区域内に希少種など配慮すべき動植物を発見した場合は、関係機関に連絡するとともに、移植・保護に努める。

〇生活環境対策

施工に当たっては、施工機械は排出ガス対策型や低騒音型重機を使用するなど、大気汚染、水質汚濁、騒音・悪臭対策等の環境保全対策を講ずる。また、文化財については施工前に関係課と協議し、該当箇所があれば、対策を講ずる。

〇コスト縮減策

- ・パイプラインの幹線部分について、既存のコンクリート水路に埋設する。
- ・道路舗装については既設利用することとし、拡幅部分は砂利舗装で仕上げる。
- ・暗渠排水工の弾丸暗渠については地元直営施工とする。

道路整備交付金事業

主要地方道北茂安三田川線(東尾工区)

県土整備部 道路課

〇事業概要

事業地区 主要地方道 北茂安三田川線(東尾工区)

事業期間 平成30~32年度(予定)

総事業費 135百万円

〇事業の目的

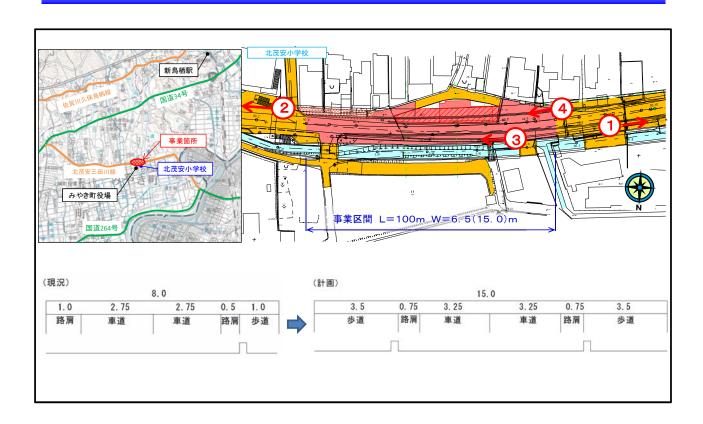
【現状】

北茂安三田川線は、国道34号と国道264号を結ぶ主要な幹線道路である。当地区周辺は、みやき町役場、小学校、病院等の公共施設が集中しており、通学路にも指定されているが、既設の歩道は非常に狭く、通勤通学時間帯には大変危険な状態となっている



自転車歩行者道を設置し、安心・安全な自転車・歩行者空間を整備

〇事業概要



○事業概要



○新規評価マニュアルに基づく評価内容

事業区分 整備系(生活関連事業)

事業名 交通安全事業

(1)位置づけ (A)【80/100】

県土整備部の施策に関する方針等に位置づけられている。【10/10】 『くらしに身近な道路の整備』

点検計画

通学路(北茂安小学校)に指定されている。 【50/50】

緊急輸送道路又は観光ルート

第二次緊急輸送道路 【20/20】

プロジェクト等

該当なし 【 0/20】

○新規評価マニュアルに基づく評価内容

(2)必要性·効果 (A)【80/100】

〇交通量(自転車歩行者) 【60/60】

(227人台/日)

100 人台/日以上 【60/60】 40~100人台/日未満 【30/60】 40 人台/日未満 【10/60】

〇交通事故(近年3ヶ年の事故件数) (6件) _

件以上

10

【20/20】 【15/20】 【10/20】

[10/20]

7~9 件以下 4~6 件以下 3 件以下

[5/20]/ [10/20]

〇歩道の状況 (1.0m~2.0m未満)

歩道無し、段差勾配要改善【20/20】 1.0m 未満 【15/20】 1.0m~2.0m未満 【10/20】 2.0m~3.0m未満 【0/20】

)新規評価マニュアルに基づく評価内容

(3)実施環境 (A)【90/100】

[50/60] 〇地元状況

(計画に対して協力的で、概ね地元の同意が図られている。)

計画に対して協力的で、用地買収のための調整が図られている【60/60】 計画に対して協力的で、概ね地元の同意が図られている [50/60]計画に対して協力的である (40/60)[30/60]計画に対して課題があるが、概ね協力的である 計画に対して同意が得られない [0/60]

〇集落施設、沿道土地利用

[40/40]

・防災施設

(沿道施設が3以上存在する。①小学校②病院③バス路線)

下記の沿道施設が3以上存在する [40/40][20/40] 下記の沿道施設が2以上存在する [10/40]下記の沿道施設が1以上存在する ・バス路線

- ・教育施設(小・中学校・高校)
- ・集会場 ・福祉施設
- ・市役所・役場または公共施設
- ・駅・公園等
- ・病院

集会場

・商店街

つ新規評価に基づく判断

- (A) (1)位置づけ
- (2)必要性・効果 (A)
- (A) (3)実施環境



優先的に事業を実施 総合評価:

〇生活環境対策

- ◆大気汚染について配慮している事項
 - ・排ガス対応型機械の使用
- ◆リサイクルについて配慮している事項
 - 建設副産物の適正処理、再生材の使用

〇コスト縮減策

◆再生材の有効利用やコンクリート二次製品の活用 によりコスト及び工期縮減を図る。

河川整備交付金事業 (広域河川改修事業)

河川砂防課

○事業概要

事業地区 一級河川佐賀江川(金立川工区) (佐賀市金立町千布、金立地内)

事業期間 平成30~35年度

総事業費 1,230百万円

〇事業の目的

佐賀江川の支川である金立川は平成21年の大雨により破堤し、 災害が発生しており、早急な整備が望まれている。

これまで下流の巨勢川の整備進捗を待っていたが、合流点まで 整備が完了したことから、金立川の整備を行い、治水安全度の向 上を図るものである。

〇事業概要



〇新規マニュアル評価に基づく評価内容

事業区分 整備系(生活関連事業)

事業名 河川事業(生活関連(防災))

(1)位置づけ



(A)[100/100]

○県土整備部の施策に関する方針等

<u>県土整備部基本方針(治水・土砂災害防止対策の推進)に位置づけられている。</u>【10/10】 <mark>位置づけられている【10/10】</mark> 位置づけられていない【0/10】

〇河川整備計画等

<u>河川整備計画に位置付けられている。</u> 【50/50】

河川<mark>整備計画に位置づけられている【50/50】</mark> 中長期河川整備計画に位置づけられている【40/50】 河川整備計画の策定中(川づくり委員会及び公聴会を開催済)【30/50】 上記計画がない【0/50】

〇浸水被害回数

<u> 浸水被害回数が2回以上である。</u> 【20/20】

2回以上【20/20】 1回【10/20】

○浸水被害の規模(浸水戸数、浸水面積)

浸水家屋が25戸以上または面積が30ha以上である。【20/20】

「<mark>家屋が25戸以上または面積が30ha以上【20/20】</mark> 家屋が5〜24戸または面積が5〜30ha未満【10/20】 家屋が5戸未満または面積が5ha未満【0/20】

)新規マニュアル評価に基づく評価内容

(2)必要性·効果



(A) [80/100]

〇費用対効果(B/C)

<u>費用対効果(B/C)</u>は2. O以上である。 【60/60】

- 2. 0以上[60/60] = 9653億円/1688億円 = 5.7
- 1. 0以上~2. 0未満【50/60】
- 1. 0未満【0/60】

河川事業の費用対効果(B/C)の考え方

- 〇総便益(B):河川事業によりもたらされる総便益額 (内訳)
 - ·一般資産被害(家屋、家庭用品、事業所資産、農漁家資産)
 - ・農作物被害(水稲、畑作物)
 - ·公共土木施設等災害被害(道路、橋梁、農地等)
 - 間接被害(事業所の営業停止被害、応急対策被害等)
- 〇総費用(c):河川整備及び維持管理に要する総費用 (内訳)
 - ・事業費
 - •維持管理費
- 〇費用便益比(B/C):総便益(B)/総費用(C) ※便益と維持管理費については、供用開始後50年間で算定。

D新規マニュアル評価に基づく評価内容

〇堤防の危険度

堤防天端高一背後地地盤高さが1.0m以上である。 【20/20】

<mark>堤防天端高一背後地盤高さが1.0m以上【20/20】</mark> 堤防天端高一背後地盤高さが0~1.0m未満【10/20】 堤防天端高一背後地盤高さが0m未満【0/20】

○福祉または公共施設の数

被害想定区域内に福祉または公共施設がない。【0/20】

福祉または公共施設の数が3施設以上ある【20/20】 福祉または公共施設の数が1~2施設ある【10/20】 福祉または公共施設がない 【0/20】

新規マニュアル評価に基づく評価内容

(3)実施環境



(A) [90/100]

○周辺住民の合意

事業に対して協力的で、用地買収などの調整が図られている。 [60/60]

- 事業に対して協力的で、用地買収などの調整が図られている【60/60】 事業に対して協力的で、同意が得られている【40/60】 事業に対して同意が得られている【20/60】

- 事業に対して同意が得られていない【0/60】

〇市町村計画の位置付けや愛護団体等の取組み状況

整備について熱心に要望活動を行っている。 (30/40)

河川整備に関する市町村の計画があり、かつ、愛護団体などの市民参加等、積極的な取組みがある【40/40】

整備について熱心に要望活動を行っている【30/40】 期成会等はないが、計画に対して協力的である【20/40】

計画に対して非協力的である【0/40】

)新規評価に基づく判断

- (A) (1)位置づけ
- (2)必要性・効果 (A)
- (A) (3)実施環境



優先的に事業を実施 総合評価:

○新規マニュアル評価に基づく評価内容

【定性評価関係】

〇自然環境保全

河道内に瀬や淵が形成されており、オイカワやカワムツ等が確認されていることから、現況河道の特性を大きく変化させないように努める。

- ○生活環境対策排ガス対策機械の使用建設副産物の適正処理、再生材の使用
- 〇コスト縮減策 再生資材の使用 他工事へ発生土を流用する等、コスト削減を目指す。